

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年5月20日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	小国町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://http://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/q/aview/118/372.html">http://http://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/q/aview/118/372.html</a>

執行機関名 小国町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小国町子ども医療費助成に関する条例(令和2年3月18日小国町条例第10号)に基づく医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		小国町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(「第4条別表第1第1項」) 小国町子ども医療費助成に関する条例(令和2年3月18日小国町条例第10号)に基づく医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	小国町子ども医療費助成に関する条例(令和2年3月18日小国町条例第10号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。	第1条 この条例は、子どもの医療費の一部負担金に対して助成することにより、子どもの疾病の早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図り、保護者の経済的負担を軽減することで、子育て支援、少子化対策の一環とすることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		小国町子ども医療費助成に関する条例(令和2年3月18日小国町条例第10号) 小国町子ども医療費助成に関する条例施行規則(令和2年3月18日小国町規則第11号)

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年5月20日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	小国町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://http://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/q/aview/118/372.html">http://http://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/q/aview/118/372.html</a>

執行機関名 小国町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小国町子ども医療費助成に関する条例(令和2年3月18日小国町条例第10号)に基づく医療費の助成に関する事務
② 番号法別表第1の項	7	
③ 番号法別表第2の項	9	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		小国町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(「第4条別表第1第1項」) 小国町子ども医療費助成に関する条例(令和2年3月18日小国町条例第10号)に基づく医療費の助成に関する事務
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	小国町子ども医療費助成に関する条例(令和2年3月18日小国町条例第10号) 第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u>	第1条 この条例は、子どもの医療費の一部負担金に対して助成することにより、子どもの疾病の早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図り、保護者の経済的負担を軽減することで、子育て支援、少子化対策の一環とすることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		小国町子ども医療費助成に関する条例(令和2年3月18日小国町条例第10号) 小国町子ども医療費助成に関する条例施行規則(令和2年3月18日小国町規則第11号)

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	小国町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/q/aview/118/372.html">http://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/q/aview/118/372.html</a>

執行機関名 小国町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	小国町重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成9年6月26日条例第17号)に基づく医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		小国町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(「第4条別表第1第3項」) 小国町重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成9年6月26日条例第17号)に基づく医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	小国町重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成9年6月26日条例第17号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>重度心身障害者の福祉の増進</u> を図るため、予算の範囲内で医療費の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		小国町重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成9年6月26日条例第17号)

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	小国町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/q/aview/118/372.html">http://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/q/aview/118/372.html</a>

執行機関名 小国町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小国町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成19年6月18日条例第9号)に基づく医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		小国町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(「第4条別表第1第4項」)小国町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成19年6月18日条例第9号)に基づく医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年11月29日法律第238号)第1条	小国町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成19年6月18日条例第9号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		小国町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成19年6月18日条例第9号)

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月10日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	小国町
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/q/aview/118/372.html">http://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/q/aview/118/372.html</a>

執行機関名 小国町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小国町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成19年6月18日条例第9号)に基づく医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		小国町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(「第4条別表第1第4項」)小国町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成19年6月18日条例第9号)に基づく医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	小国町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成19年6月18日条例第9号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、 <u>その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u>	第1条 この条例は、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、 <u>ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		小国町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成19年6月18日条例第9号)

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月14日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	小国町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/q/aview/118/372.html">http://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/q/aview/118/372.html</a>

執行機関名 小国町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小国町就学援助規則(平成12年12月8日小国町教委規則第3号)による就学援助に関する事務
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		小国町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(「第4条別表第1第5項」)小国町就学援助規則(平成12年12月8日小国町教委規則第3号)による就学援助に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	小国町就学援助規則(平成12年12月8日小国町教委規則第3号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第一条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助することにより小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資するため、小国町が行う援助(以下「就学援助」という。)に関し必要な事項を定めるものとする
⑦独自利用事務の関連規範		小国町就学援助規則(平成12年12月8日小国町教委規則第3号)